

# 税務キャッチ・アップ

## 相続税・贈与税関係

### 持分会社についての出資評価の留意点

#### 1 はじめに

平成18年の会社法施行に伴い、合同会社が創立され、合資会社、合名会社と合わせて「持分会社」と一般的に認識されるようになった。そして、相続の場においても、その出資の評価を行う機会が増加している。本稿では、設立手続の簡便などを理由に、近年設立が増加しているこれらの持分会社の出資評価について確認をする。

#### 2 持分の払戻しを受ける場合

持分会社の出資評価については財産評価基本通達194において、取引相場の無い株式の評価に準じて行うこととされている。会社法611条1項において退社した社員は持分の払戻しを受けることとされており、また、会社法611条2項において、その出資の評価について、退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の「財産の状況」に従ってしなければならないと規定されている。このことから、持分の払戻しを受ける場合においては、「財産の状況」すなわち持分の払戻請求権として評価を行う。具体的には、課税時期における各資産を財産評価基本通達の定めにより評価した価額の合計額から各負債の合計額を控除し評価を行う。この場合においては、簿価

と評価額との差額に係る法人税等相当額の控除はできない。

#### 3 持分を承継する場合

持分法人の社員は原則として退社をした場合、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。ただし、その社員が死亡した場合等においてのその出資持分について、当該社員の相続人その他の一般承継人が持分を承継する旨を定款で定めることによって、その出資持分を承継させることが可能である。この場合における出資の評価は取引相場の無い株式の評価方法に準じて評価を行う。

#### 4 債務超過の場合

持分会社の社員構成は法人類型により以下のとおりとなっている。

合名会社…無限責任社員のみ  
合資会社…無限・有限責任社員が混在

合同会社…有限責任社員のみ  
会社法580条1項において、社員はその持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合等においては、連帯して持分会社の債務を弁済する責任を負うこととなる（無限責任社員の取扱い）とされており、同条2項において有限責任社員は、その出資の価額を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負うこととなると規定されている。

中小企業の株式、すなわち非上場株式の評価については、その法人が債務超過で純資産額がマイナスに振り切れている場合であっても、その株式の評価額は0円で評価することになる。しかし、合名会社、合資会社における無限責任社員は前述のとおり、債務超過分の債務を連帯して弁済する責任を負っている。このことから、無限責任社員に相続が発生した場合、無限責任社員である被相続人の債務を承継するその相続人は、相続税の計算上相続税法13条の規定により債務控除の適用を受けることができる。債務超過額の算定に当たっては、相続税の課税価格計算に用いること、並びに債務控除の対象となる金額は被相続人が負担することが確実である債務であることから、財産評価基本通達に基づいて相続税上の時価評価をすることが妥当であると考えられる。

#### 5 おわりに

持分会社の社会的浸透により、以前に増して多種多様な法人形態が併存することとなった。今回は出資持分に焦点を当てたが、一般的な株式会社と比べて、機関、責任の範囲など異なった点が多く、慎重な法人運営が必要である。

(右山研究グループ)  
税理士 焼山 良太